

相次ぐ米軍パラシュート降下訓練に厳重に抗議する意見書

令和6年1月19日、米軍は嘉手納町・沖縄市・北谷町で構成する嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会及び沖縄県の強い中止要請を押し切り、またしても「例外的措置」を盾に嘉手納基地においてパラシュート降下訓練を強行した。同基地所属のMC-130特殊作戦機を使用し午後2時20分頃から降下が始まり、1回目は8人、2回目に6人の兵士が基地内滑走路付近に降下した。

本町は住民居住地が嘉手納基地に極めて近接していることから、一歩間違えば重大な事故に繋がり兼ねず、同基地でのパラシュート降下訓練は周辺住民の平穏な暮らしを脅かすものであり断じて容認できず強い憤りを禁じ得ない。

パラシュート降下訓練は平成8年の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告において、原則伊江島補助飛行場での実施が合意されているにもかかわらず、嘉手納基地での同訓練は昨年12月19日に続き2か月連続で行われ、合意以降16回を数える。

米軍は嘉手納基地で実施する理由について、前回と同じく「伊江島補助飛行場の滑走路の不具合が継続している」こと等を掲げ、嘉手納飛行場を例外的に使用することを正当化し、防衛省も「例外的な場合に該当する」との認識を示し容認した。しかし、「例外的措置」を巡る具体的な運用は全て米軍の裁量に委ねられており、地域住民からは、なし崩し的に嘉手納基地で実施され常態化しかねないと懸念の声が高まっている。

日米両政府に対しては一日も早い伊江島補助飛行場滑走路の改修に取り組むとともに、改めて「例外的措置」の撤廃を強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次ぐ嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地において米軍パラシュート降下訓練を実施しないこと。
- 2 平成19年に日米合同委員会で合意された「例外的措置」を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年1月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
沖縄県知事

相次ぐ米軍パラシュート降下訓練に厳重に抗議する決議

令和6年1月19日、米軍は嘉手納町・沖縄市・北谷町で構成する嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会及び沖縄県の強い中止要請を押し切り、またしても「例外的措置」を盾に嘉手納基地においてパラシュート降下訓練を強行した。同基地所属のMC-130特殊作戦機を使用し午後2時20分頃から降下が始まり、1回目は8人、2回目に6人の兵士が基地内滑走路付近に降下した。

本町は住民居住地が嘉手納基地に極めて近接していることから、一歩間違えば重大な事故に繋がり兼ねず、同基地でのパラシュート降下訓練は周辺住民の平穏な暮らしを脅かすものであり断じて容認できず強い憤りを禁じ得ない。

パラシュート降下訓練は平成8年の日米特別行動委員会(SACO)の最終報告において、原則伊江島補助飛行場での実施が合意されているにもかかわらず、嘉手納基地での同訓練は昨年12月19日に続き2か月連続で行われ、合意以降16回を数える。

米軍は嘉手納基地で実施する理由について、前回と同じく「伊江島補助飛行場の滑走路の不具合が継続している」こと等を掲げ、嘉手納飛行場を例外的に使用することを正当化し、防衛省も「例外的な場合に該当する」との認識を示し容認した。しかし、「例外的措置」を巡る具体的な運用は全て米軍の裁量に委ねられており、地域住民からは、なし崩し的に嘉手納基地で実施され常態化しかねないと懸念の声が高まっている。

日米両政府に対しては一日も早い伊江島補助飛行場滑走路の改修に取り組むとともに、改めて「例外的措置」の撤廃を強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次ぐ嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地において米軍パラシュート降下訓練を実施しないこと。
- 2 平成19年に日米合同委員会で合意された「例外的措置」を撤廃すること。

以上、決議する。

令和6年1月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長